

坂北郡を管し、加賀の政務を兼ね、八月進んで國境木目峠に部隊を配置して之を守備せしめたが、三年織田信長の來攻するに及び遁走して殺害せられた。信長公記にはこれを八月十六日の條に係け、頼照は下間和泉と共に山林に隠れ居たるを、朝倉孫三郎景健が発見して誅戮し、その首級を齎して信長に降つたが、信長は之を許さず、遂に向駿河に命じて景健を弑せしめたといひ、また總見記には、戦後十月中旬頼照が、府中附近なる下野村の辻堂に乞丐となつて隠れ居たるのを、専修寺派なる黒目稱名寺の門徒が発見して殺したとしてゐる。

シモツマヨリトキ 下間頼言 本願寺の家臣。玄英の曾孫で、玄英・八男光宗・二男頼次・長子頼言と續く。通稱源五、公名中務丞。天正二十三年八月十日法主證如往生するを以て出家し、弘治二年四月九日加賀に歿した。

シモツマヨリノブ 下間頼宣 本願寺の家臣。照賢の長子。通稱源六・上總。出家して法名を慶宗というた。享祿四年十一月十八日能美郡に於いて松岡寺の連慶兼玄が生害した時共に自殺した。

シモツマヨリヒデ 下間頼秀 通稱筑前。丹後法眼頼玄の長子で、本願寺の家宰であつた。享祿二年弟民部少輔(父は備中)頼盛と共に金澤御坊を監する爲に下國したが、武力を用ひて宗勢を張らうと欲し、國中の宿老等の反抗に遇ひ、多年に亘る大小一揆の争鬪を惹起した。後天文元年八月山科の本願寺が六角定頼の黨に破壊せられるや、頼秀は之を聞き、法主證如の跡を追うて浪華に去つた。頼秀が爾後の經歷は明らかでないが、思ふに彼

は宿老の主張した穩健なる政策を探らず、爲に國內の動亂を生ぜしめたるを以て、本願寺の譴責を受けたもの、如く、加賀記には頼秀『不義有に依て御當家を放る。』といひ、反故裏書にも同一意味の記事がある。しかも頼秀は流浪しつゝ尙暗中飛躍を試みようとしてゐたもの、如く、天文日記天文六年五月九日の條には、本願寺より、頼秀及び頼盛が加賀に入らうとする形跡あるを以て、至らば自害せしむべきことを命じてゐる。

シモツマヨリヒロ 下間頼尋 丹後玄英の玄孫で、玄英・七男頼宗・長子頼勝・長子頼惠・長子頼幸と相續ぐ。童名愛菊。鹿島郡熊木村定林寺の弟子となつて、元璋喝食と號し、遂にかの寺で出家した。

シモツマヨリモリ 下間頼盛 本願寺の家臣。通稱民部少輔又は備中。丹後法眼頼玄の二子。享祿二年兄筑前頼秀と共に金澤御坊を監する爲に下國した。

シモツマヨリヤス 下間頼康 本願寺の家臣。照賢の第二子で、頼宣の弟。通稱源六。享祿四年十一月十八日能美郡で松岡寺の連慶兼玄が生害した時、共に自殺した。

シモツマヨリヨシ 下間頼善 本願寺の家臣。丹後玄英の嫡男。源八又は筑前と稱し、法橋に任じ、出家して法名を慶政というた。長享の頃命を受けて加賀に下り、金澤御坊に於いて國務を執つた。

シモツマレンスウ 下間蓮崇 一に蓮宗に作る。越前淺水の人。尤も蓮如の信任を得、遂に本願寺普宿の家名たる下間氏を稱するを許され、通稱を安藝というた。蓮崇が蓮如に近づいたことに就いては、蓮如上人縁起に吉

崎御坊以後とし、紫雲院由緒記には近松時代の時からの徒弟とするが、後説が正しからう。文明七年蓮崇吉崎御坊再建用材募縁の爲越前大野に赴き、經景と圍碁の事につき衝突し、爲に蓮如が吉崎を去るの因をなしたので、後勘當に處せられて加賀の湯涌に居を構へ、次いで越前に隠れ、屢罪を宥されんことを請うたが目的を達せず、纔かに蓮如示寂の前に至つてこれに諷するを得たといふ。↓へイジャノゴシヨ 瓶子屋の御書。

シモデアヒ 下出合 能美郡出合の内の小字。出合は二曲と清水とを併せた明治以後の稱である。

シモトキクニ 下時國 鳳至郡南時國の内の小字。

シモトリゴエ 下鳥越 珠洲郡直郷に屬する部落。明治八年十月堂々谷・法住寺と併せて春日野と改稱した。

シモナカ 下中 河北郡井上庄の中(部落名)を、明治中に至つて下中と改稱した。

シモナリ 下成 石川郡成の内の小字。

シモニギヨウ 下仁行 鳳至郡仁行の内の小字。

シモノ 下野 能美郡山上郷に屬する部落。

シモノウツリ 霜野宇都里 二册。金澤の俳人岡辛亭松菊編。京菊屋太兵衛板。芭蕉翁百年忌の追福集で、主として加能人の發句・附合を集めたもの。京都に居た關吏の序と、寛政五癸丑冬十月隱士北村廣福の跋がある。

シモノゴウ 下ノ江 能美郡板津郷に屬する部落。

シモノヒカリ 霜のひかり 二册。美濃の

併人支考編。元祿十六年京井簡屋庄兵衛板。上巻は浪化の終焉記と、金澤・小松・大聖寺・福井の諸士の追悼連句を載せ、下巻は越中及び諸地方の追悼句を録してある。

シモノマジンジャ 下野間神社 河北郡の式内社。延喜式神名帳にはシモノノマと訓んでゐる。式内等舊社記に『下野間神社。式内一座。小坂庄乙丸村鎮座。祭神草野祖媛命。今稱『春日明神。』といひ、社記に、『聖武天皇天平四年鎮座。所祭天照大神。相殿春日。淺野神主厚見氏兼帶。』と記する。

シモハセザキ 下長谷崎 鳳至郡鹿磯の部落西方に在る岬。

シモバヤシ 下林 石川郡林郷に屬する部落。下林の名は夙く三宅古記に見え、又下林郷とも記されて居る。

シモフクダ 下福田 江沼郡西庄に屬する部落。

シモフクマス 下福増 石川郡中村郷に屬する部落。

シモフヂノセ 下藤ノ瀬 鳳至郡藤ノ瀬の内の小字。

シモフジマタ 下藤又 河北郡井上庄に屬する部落。

シモフルコウ 下古府 シモフ 鹿島郡古府の内の小字。

シモマキ 下牧 能美郡板津郷に屬する部落。

シモマチノゴウ 下町野郷 鳳至郡に屬し、藩政時代では、大川・時國・敷戸・寺地・廣江・川西・西山・金藏・桶戸・粟藏・鈴屋・牛ノ尾・眞久・佐野・寺山・舞谷・伏戸・大野・井面の十九、村があつた。

村があつた。